

テロメア最先端医療医学学会会則

第1章 総則

《名称》

第1条 本会はテロメア最先端医療医学学会（Institute for Advanced Telomere Medicine）という。

《事務所》

第2条 本会は事務所を東京都中央区銀座 8-18-4 THE FORME GINZA 8 F に置く。

第2章 目的および事業

《目的》

第3条 本会は、ヒトの寿命に大きな影響を与えるテロメア及びテロメアの短縮速度を遅らせるテロメラーゼ誘導活性化物質の研究を通して、テロメア短縮に起因する様々な病気の治療法や医薬品、サプリメントなどの開発を国際的な協力体制をとり、より高品質により短期間に資することを目的とする。

《事業》

第4条 本会は次の事業を行う。

- (1) Bill Andrews, Ph. D. の講演会の開催
- (2) 各種の学術的調査および研究
- (3) 関連学術団体との連絡および提携
- (4) 研究誌の発行
- (5) テロメア研究活動の国際交流
- (6) 認定制度の標準化
- (7) 研修および講習会の開催
- (8) その他

第3章 会員

《会員》

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同するものとする。

2 名誉会長および名誉会員をおくことができる。

3 賛助会員をおくことができる。

《入会》

第6条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、署名捺印のうえ、本会事務所に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 再入会の場合も同様とする。

《入会金および会費》

第7条 本会への入会金および会費は次の通りとする。

法人会員：5万円（一口）／年間

一般会員：1万円（一口）／年間

《会員の権利》

第8条 会員は次の権利を有する。

- (1) 本会の総会に出席することができる。
- (2) 本会の主催する学術集会に参加することができる。
- (3) 本会の会誌に投稿することができる。

《会員の義務》

第9条 会員は所定の会費を納入する義務を負う。

《会員の資格喪失》

第10条 会員は次の理由により、その資格を喪失する。

- (1) 退会した時
- (2) 除名された時

《退会》

第11条 会員が退会しようとする時は、退会届を本会に提出する。

《会員の除名》

第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、評議員会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に違反する行為があった時
- (2) 本会の評議員会、若しくは総会の決定に違反した時
- (3) 会費を2年以上滞納した時

第4章 役員・評議員および幹事

《役員》

第13条 本会は次の役員を置く。

- (1) 理事
- (2) 監事

《役員を選任》

第14条 役員は評議員会において選任する。

2 次期理事長の選任は、原則として現理事長が選考委員長となって理事長経験者を含む選考委員会を現理事会内に組織する。選考委員会は次期理事長候補者1名を選考し、理事会に推薦する。

3 理事会は選考委員会の推薦を受けて、次期理事長を選任する。

4 理事長・代表理事・理事・監事は次期理事長候補者が推薦し、理事会が選任する。

《理事の職務》

第15条 理事長は本会業務を総理し、本会を代表する。

2 代表理事は理事長を補佐し、理事長に事故がある時はその職務を代行する。

3 理事は理事会を組織して、本会の業務を執行する。

《監事の職務》

第16条 監事は民法第59条の職務を行う。

《役員任期》

第 17 条 本会の役員の任期は次の通りとする。

- (1) 理事長は 2 年とし、再任を妨げない。但し 2 期までとする。
- (2) 副理事長・理事・監事は 2 年とし、再任を妨げない。

第 5 章 会 議

《理事会の招集》

第 17 条 理事会は年 1 回理事長が招集する。また理事長が必要と認めた時は、臨時理事会を招集することができる。

《理事会の定足数》

第 18 条 理事会は定数の 2/3 以上の者が出席しなければならない。

2 理事会の決議は出席理事の過半数をもって決する。

《理事会の議決事項》

第 19 条 理事会は次の事項を審議する。

- (1) 会務の運営、執行に関する事項
- (2) 本会の資産および会計に関する事項

《総会の招集》

第 20 条 通常総会は毎年 1 回理事長が招集し、その議長は学会長とする。

《総会の定足数》

第 21 条 会員現在数の 1/10 以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。但し、委任状をもって出席とみなす。

《総会の承認事項》

第 22 条 次の事項は総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) その他本会の業務に関する重要事項

第 6 章 会 誌

第 23 条 会誌発行に関する業務は担当常務理事があたり、幹事がこれを補佐する。

第 7 章 会則の変更

第 24 条 この会則の変更は評議員会の承認を得なければ変更することができない。

附則 本会会則は平成 28 年 8 月 18 日から施行する。